

変更届出書類と添付書類一覧【令和7年4月1日以降申請用】

※許可取得後、下記事由に該当することとなった場合は、同表にしたがって必要な書類を添付した変更届出等を速やかに提出してください

※紙による申請の場合、○及び★に分類されるものは2部（正・副）、「●」に分類されるものは1部（正）のみ提出してください。

※添付・確認書類はコピーでも結構です。

1 毎事業年度終了後の決算変更届

許可を受けた建設業者は、毎事業年度終了後4カ月以内に「決算変更届」を提出する必要があります。更新申請時に、毎事業年度の決算変更届が過去5年分提出されていない場合、営業実態が確認できないため許可の更新ができません。

○はすべてホチキス留めし、●と★は綴じずに挟み込んで提出してください。

No. ① 毎事業年度終了後の決算変更届

様式番号	届出書	備考
別紙8	○変更届出書	
第2号	○工事経歴書	事業年度終了時に許可を有していたものについて記載してください。
第3号	○直前3年の工事施工金額	
第15号	○貸借対照表（法人）	
第16号	○損益計算書（法人）	
第17号	○株主資本等変動計算書（法人）	
第17号の2	○注記表（法人）	
第17号の3	○附属明細表（法人）	資本金額1億円超又は貸借対照表の負債の部に計上した合計額が200億円以上の株式会社のみ対象です。
第18号	○貸借対照表（個人）	
第19号	○損益計算書（個人）	
	○事業報告書（任意様式）	特例有限会社を除く株式会社のみ提出が必要です。
	●納税証明書	法人事業税又は個人事業税の納税証明書が必要です。 <u>納税証明書に関することは各地域振興局県税部へお問合せください。</u>
※事業年度終了時、 <u>下記事項に変更があったとき</u> 、併せて届出が必要です。		
第4号	○使用人数	
第11号	○建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	
第7号の3	○健康保険等の加入状況 ※加入状況の確認書類は不要	従業員数変更の場合に限ります。 加入状況自体に変更があった場合（例：雇用保険の適用除外だったが、従業員を雇用したことにより加入することになった）、その他の届出の表のNo. ⑥により届け出てください。
	○定款	商号、営業所の名称及び所在地、資本金の変更に伴い変更された場合は、必ず提出してください。

※提出後、書類の訂正があった場合、審査係に連絡後、速やかに訂正書類を提出してください。

2 その他の届出

※下記事項に変更があった場合、所定期間内に以下のとおり必要書類を提出してください。

原則、No. ②からNo. ⑦までは事実発生後2週間以内、No. ⑧からNo. ⑯までは事実発生後30日以内に届出が必要です。ただし、申請者ごとに個別の事情もあるかと思いますので、たとえ期限を過ぎた場合であっても、速やかに提出してください。

※○と●をそれぞれ別でホチキス留めし、★はホチキス留めせずに提出してください。

No. ② 常勤役員等、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の変更

様式番号	届出書	添付・確認書類等
○第22号の2	変更届出書（第一面）	<ul style="list-style-type: none"> ●常勤役員等（経營業務の管理責任者等）の経験を確認する資料 ●常勤役員等（経營業務の管理責任者等）に準ずる地位を確認する資料 ●常勤役員等（経營業務の管理責任者等）又は常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性を確認する資料 ※いずれも、 <u>確認資料一覧表</u> を参照
※規則第7条第1号イに該当する場合		
●第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	
●別紙	常勤役員等の略歴書	
※規則第7条第1号ロに該当する場合		
●第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	
●別紙1	常勤役員等の略歴書	
●別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	

No. ③ 営業所技術者等の変更（交代、追加、有資格者区分の変更、改姓改名の変更）

様式番号	届出書	添付・確認書類等
○第22号の2	変更届出書（第一面）	<ul style="list-style-type: none"> ●営業所技術者等の実務経験を証する資料 【該当する場合】 ●営業所技術者等の常勤性を確認する資料 【有資格者区分の変更の場合は不要】 ※いずれも、 <u>確認資料一覧表</u> を参照
○別紙4	営業所技術者等一覧表	
●第8号	営業所技術者等証明書	
●第9号	実務経験証明書【該当する場合】	
●第10号	指導監督的実務経験証明書【該当する場合】	
改姓改名の場合は、第8号様式（削除、追加）を提出		<ul style="list-style-type: none"> ●卒業証明書、資格証明書、監理技術者資格者証【該当する場合】 ●戸籍抄本又は住民票抄本（変更が分かるもの）【改姓改名の場合】

No. ④ 令第3条の使用人の変更（新任・変更・削除）

様式番号	届出書	添付・確認書類等
○第22号の2	変更届出書（第一面）	<ul style="list-style-type: none"> ●成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（以下「<u>登記されていないことの証明書</u>」という。） ●成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書（以下「<u>市町村の長の証明書</u>」という。） ★県独自様式（事業主・役員等・令第3条に規定する使用人の一覧表） ※既に事業主、役員等、令第3条使用人になっている者が就任する場合、●と★は不要
○第6号	誓約書	
○様式第11号	使用人の一覧表	
●様式第13号	使用人の調書	

No. ⑤ 常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等の削除

様式番号	届出書	添付・確認書類等
○第22号の2	変更届出書（第一面）	
○別紙4	営業所技術者等一覧表【営業所技術者等を削除する場合】	
●第22号の3	届出書	

I) 常勤役員等において規則第7条第1号ロ該当からイ該当に変更になる場合における直接に補佐する者を削除する場合
 II) 従たる営業所の廃止に伴い営業所技術者等を削除する場合
 III) 退職等により許可を受けている建設業を担当する営業所技術者等が一人もいなくなる場合
 IV) 一部廃業に伴い営業所技術者等を削除する場合
 (注) II) において、廃止する営業所の営業所技術者等が他の営業所の営業所技術者等になる場合は様式第8号（区分：5）で届け出てください。
 III)、IV) の場合、様式第22号の4により一部廃業届の提出が必要になります。
 III)、IV) において、廃業する建設業を担当する営業所技術者等が廃業しない建設業を引き続き担当する場合、又は当該営業所技術者等に代わる営業所技術者等がいる場合は、様式第8号（区分：2、3又は4）で届け出てください。

No. ⑥ 健康保険等の加入状況

様式番号	届出書	添付・確認書類等
○第22号の2	変更届出書（第一面）	●健康保険等の加入を確認できる資料 ※ <u>確認資料一覧表</u> を参照
○第7号の3	健康保険等の加入状況	

※保険の加入状況に変更がある場合にのみに必要であり、従業員数のみ変更がある場合は毎事業年度終了後の決算変更届に添付すること。

No. ⑦ 建設業法第8条第1号及び第7号から第14号までのいずれかに該当した（欄外参照）

様式番号	届出書	添付・確認書類等
○第22号の2	変更届出書（第一面）	
●第22号の3	届出書	

NO. ⑧ 商号・名称（個人事業主の場合は屋号）の変更

様式番号	届出書	添付・確認書類等
○第22号の2	変更届出書（第一面）	●履歴事項全部証明書（変更が分かるもの）

※定款に変更がある場合は毎事業年度終了後の決算変更届に添付すること。

No. ⑨ 営業所の名称又は所在地、営業所において営業を行う建設業の種類の変更

様式番号	届出書	添付・確認書類等
○第22号の2	変更届出書（第一面） ※従たる営業所の変更の場合、第一面と併せて第二面を提出すること 項番81は「2」を記入	<p>【名称・所在地変更の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●履歴事項全部証明書（変更が分かるもの） ●主たる・従たる営業所の実態を確認する資料（建物の所有） ●主たる・従たる営業所の実態を確認する資料（営業所の写真） <p>※確認資料一覧表を参照</p> <p>【建設業の種類の変更の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No.③の届出書及び添付・確認書類等

※定款に変更がある場合は毎事業年度終了後の決算変更届に添付すること。

※法人の登記上の住所と営業所の実際の住所が異なる場合で、登記上の住所が変更になった場合も変更届を提出してください。

No. ⑩ 営業所の新設

様式番号	届出書	添付・確認書類等
○第22号の2	変更届出書（第一面・第二面） ※第二面の項番81は「3」を記入	<ul style="list-style-type: none"> ・No.③の届出書及び添付・確認書類 ・No.④の届出書及び添付・確認書類 ・No.⑨の添付・確認書類

No. ⑪ 従たる営業所の廃止

様式番号	届出書	添付・確認書類等
○第22号の2	変更届出書（第一面・第二面） ※第二面の項番81は「4」を記入	<ul style="list-style-type: none"> ・No.⑤の届出書及び添付・確認書類 営業所廃止に伴い当該営業所に設置した営業所技術者等を削除する場合 ・No.③の届出書及び添付・確認書類 営業所廃止に伴い、当該営業所に設置した営業所技術者等を他の営業所の営業所技術者等に変更する場合
○様式第11号	使用人の一覧表	

No. ⑫ 資本金の変更

様式番号	届出書	添付・確認書類等
○第22号の2	変更届出書（第一面）	●履歴事項全部証明書（変更が分かるもの）
●様式第14号	株主（出資者）調書【変更がある場合】	

※定款に変更がある場合は毎事業年度終了後の決算変更届に添付すること。

No. ⑬ 役員等（株主も含む）の就任及び退任（代表者の変更も含む）

様式番号	届出書	添付・確認書類等
○第22号の2	変更届出書（第一面） ※役員交代があった場合、就任と退任を1行ずつ記載する。	①●履歴事項全部証明書（変更が分かるもの）【役員の就任・退任】 ②●登記されていないことの証明書【新規就任】 ③●市町村の長の証明書【新規就任】 ④★県独自様式（事業主・役員等・令3条に規定する使用人の一覧表）【新規就任】 ※①, ②, ③は、顧問、相談役、株主の就任及び退任の場合、添付不要 ※④は直近の更新申請又はその後の届出時に提出した県独自様式に記載がある者は不要
○別紙1	役員等の一覧表	
○様式第6号	誓約書【新規就任】	
●様式第12号	役員等の調書【新規就任】	
●様式第14号	株主（出資者）調書【株主に変更があった場合】	
※役員（代表取締役を含む。）、個人事業主の住所が変更になった場合、届出は不要ですが、常勤役員等、営業所技術者等の常勤性が確保できない場合は別途届出が必要となります。		
※ <u>代表者が変わった場合でも、新たな許可証は発行されません</u> のでご注意ください。新代表者名で許可を受けていることの証明が必要な場合は、手引きP9に記載の許可証明申請書を提出してください。		
※既に役員に就任している方が職名変更した場合の届出時は、第6号、第12号、②、③、④は不要です。なお、職名変更とは、履歴事項全部証明書上の職名が変わった場合を言います。 例) 取締役が代表取締役に就任した場合、取締役が株主等になった場合等		
注意） 辞任される役員が常勤役員等（経營業務の管理責任者）であるか否かを確認してください。辞任される役員＝常勤役員等が「 <u>役員等として常勤</u> 」でなくなると許可要件を欠くことになり、廃業届を提出いただくこととなります。 ただし、常勤役員等が辞任された時点で常勤役員等の要件を満たす者が他にいる場合は、No.②の変更届により新たな常勤役員等を届出ください。		
◆株主の持ち株数に変更があった場合は変更届を提出する必要はありません。 ただし、当該株主が総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資総額の100分の5以上に相当の出資者に該当する、又は該当しなくなった場合は変更届の提出が必要です		

No. ⑭ 役員等、事業主又は個人の支配人等の改姓改名

様式番号	届出書	添付・確認書類等
○第22号の2	変更届出書（第一面）	●戸籍抄本（変更が分かるもの） 【個人事業主、株主の場合等】 ●履歴事項全部証明書（変更が分かるもの）【役員等、個人の支配人の場合】
○別紙1	役員等の一覧表【法人の場合】	

※No.⑦「建設業法第8条第1号及び第7号から第14号まで」とは以下のいずれかをいいます。

- ・ 破産者で復権を得ない者（法人、法人の役員等、個人事業主、支配人、営業所の長等）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（法人、法人の役員等、個人事業主、支配人、営業所の長等）
- ・ 建設業法又は一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（法人、法人役員等、個人事業主、支配人、営業所長等）
- ・ 精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を行うことができない者（法人、法人の役員等、個人事業主、支配人、営業所の長等）
- ・ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人又は法定代理人が法人でその役員等が上記のいずれかに該当する者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 廃業に関する届出

許可を受けた建設業を廃業する場合、以下のとおり必要書類を提出してください。

No. ⑮ 一部の業種を廃業したとき		
様式番号	届出書	添付・確認書類等
○第22号の4	廃業届	・廃業に伴い、廃業した建設業すべてを担当していた営業所技術者等を削除する場合は、No. ⑤の届出書及び添付・確認書類等を提出してください。
		・廃業に伴い、残りの建設業を担当する営業所技術者等がいる場合は、No. ③の届出書及び添付・確認書類等を提出してください。
※様式第22号の2は第一面及び第二面を提出してください。 第二面については、項番83に廃業後の建設業と変更前の建設業を記入してください。		

No. ⑯ 建設業法第12条のいずれかに該当し、全部の業種を廃業するとき		
様式番号	届出書	添付・確認書類等
○第22号の4	廃業届	※届出をすべき者は次のとおり 相続人、役員であった者、破産管財人、清算人

4 営業所技術者等の変更に係る様式第8号の区分（項番61）の記入方法

現在の営業所技術者等を別の者に交代した場合			
例①	A (建) (屋) → B (建) (屋)	⇒	A : 「4」 (交代に伴う削除) B : 「3」 (追加)
例②	A (建) (屋) → B (建) C (屋)	⇒	A : 「4」 (交代に伴う削除) B : 「3」 (追加) C : 「3」 (追加)
例③	A (建) B (屋) → C (建) (屋)	⇒	A : 「4」 (交代に伴う削除) B : 「4」 (交代に伴う削除) C : 「3」 (追加)

現在の営業所技術者等の有資格区分を変更した場合			
例④	A (建) (屋) → A (建) (屋) [2級建築士] [1級建築士]	⇒	A : 「2」 (有資格区分の変更)

現在の営業所技術者等の担当業種を変更した場合			
例⑤	A (建) B (屋) → A (建) (屋)	⇒	A : 「2」 (有資格区分の変更) B : 「4」 (交代に伴う削除)
例⑥	A (建) (屋) → A (建) B (屋)	⇒	A : 「2」 (有資格区分の変更) B : 「3」 (追加)

現在の営業所技術者等に改姓改名があった場合			
例⑦	A (新潟太郎) → A (長岡太郎)	⇒	新潟太郎 : 「4」 (交代に伴う削除) 長岡太郎 : 「3」 (追加)

現在の営業所技術者等がおかれる営業所に変更があった場合			
例⑧	【本社】 A (建) (屋) → 【本社】 C (建) (屋)	⇒	A : 「5」 (営業所のみの変更) B : 「4」 (交代に伴う削除) C : 「3」 (追加)
	【○営業所】 B (建) (屋) → 【○営業所】 A (建) (屋)		

営業所の業種廃止、一部廃業があった場合			
例⑨	【新潟営業所】 A (建) (屋) → 廃止	⇒	A : 様式第22号の3により削除する。
例⑩	【新潟営業所】 A (建) (屋) → 廃止	⇒	A : 「5」 (営業所のみの変更)
	【長岡営業所】 A (建) (屋)		
例⑪	A (建) (屋) (内) → A (建)	⇒	A : 「2」 (担当業種の変更)
例⑫	A (建) (屋) (内) → B (建)	⇒	A : 「4」 (交代に伴う削除) B : 「3」 (追加)
例⑬	A (建) B (屋) (内) → A (建)	⇒	A : 届出の必要なし B : 様式第22号の3により削除する。
例⑭	A (建) B (筋) (内) → A (建) (内)	⇒	A : 「2」 (担当業種の変更) B : 「4」 (交代に伴う削除)

※様式第8号は項番61「区分」ごとに作成してください。区分が同じ技術者は1枚にまとめることができます。

※般特新規、業種追加に伴い、担当業種及び有資格区分の変更があった場合、区分は「1」となります。